

那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

那覇市道路占用料徴収条例(1966年那覇市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後の占用の期間に係る占用料(那覇市道路占用料徴収条例第1条に規定する占用料をいう。以下同じ。)について適用し、施行日前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項若しくは第3項の規定による許可を受け、又は同法第35条の規定による同意を得て道路を占用する物件に係る令和9年度の占用料の額は、改正後の別表の規定により算定した占用料の額が、調整額(改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を超えるときは、調整額とする。

[改正前 別記]

別表(第2条、第2条の2関係)

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	[略]	<u>1,900</u>
	第2種電柱		<u>2,900</u>
	第3種電柱		<u>3,900</u>
	第1種電話柱		<u>1,700</u>
	第2種電話柱		<u>2,700</u>
	第3種電話柱		<u>3,700</u>
	その他の柱類		<u>170</u>
	共架電線その他上空に設ける線類		<u>17</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>10</u>
	路上に設ける変圧器		<u>1,600</u>
	地下に設ける変圧器		<u>1,000</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		<u>3,400</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>1,400</u>
	広告塔		<u>30,000</u>
	その他のもの		<u>3,400</u>

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		[略]	<u>71</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>100</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>150</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>200</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>300</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>400</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>710</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>1,000</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>2,000</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			[略]	<u>3,400</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	[略]	[略]	[略]
		階数が3以上のもの		Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路			<u>15,000</u>
	地下に設ける通路			<u>9,000</u>
	その他のもの			<u>3,400</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		[略]	<u>300</u>
	その他のもの			<u>3,000</u>
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	[略]	<u>3,000</u>
		その他のもの		<u>30,000</u>
	標識			<u>2,700</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		<u>300</u>
		その他のもの		<u>3,000</u>
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		<u>300</u>
		その他のもの		<u>3,000</u>
	アーチ	車道を横断するもの		<u>30,000</u>
その他のもの	<u>15,000</u>			
政令第7条第2号に掲げる工作物			[略]	<u>3,400</u>
政令第7条第3号に掲げる施設			[略]	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料				<u>3,000</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			[略]	<u>340</u>
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの			Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	[略]	[略]	
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額	

	その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額

備考 [略]

[改正後 別記]

別表(第2条、第2条の2関係)

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	[略]	<u>2,200</u>
	第2種電柱		<u>3,300</u>
	第3種電柱		<u>4,500</u>
	第1種電話柱		<u>1,900</u>
	第2種電話柱		<u>3,100</u>
	第3種電話柱		<u>4,300</u>
	その他の柱類		<u>190</u>
	共架電線その他上空に設ける線類		<u>19</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>12</u>
	路上に設ける変圧器		<u>1,900</u>
	地下に設ける変圧器		<u>1,200</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		<u>3,900</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>1,600</u>
	広告塔		<u>33,000</u>
	その他のもの		<u>3,900</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	[略]	<u>82</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>120</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>170</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>230</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>350</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>470</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>820</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>1,200</u>

	外径が1メートル以上のもの		2,300
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		[略]	3,900
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	[略]	[略]
	階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路		16,000
	地下に設ける通路		9,900
	その他のもの		3,900
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	330
	その他のもの		3,300
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	[略]	3,300
	その他のもの		33,000
	標識		3,100
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	330
		その他のもの	3,300
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	330
		その他のもの	3,300
	アーチ	車道を横断するもの	33,000
		その他のもの	16,000
政令第7条第2号に掲げる工作物		[略]	3,900
政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		[略]	3,300
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			390
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	[略]	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.018を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	[略]	[略]
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.026を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.013を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.013を乗じて得た額

る応急仮設 建築物	上空に設けるもの	Aに <u>0.024</u> を乗 じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.034</u> を乗 じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.026</u> を乗 じて得た額

備考 〔略〕